

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の3第1項及び愛媛県後期高齢者医療広域連合財政事情の作成及び公表に関する条例（平成19年愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第15号）第2条第1項の規定により、平成19年2月19日から平成19年3月31日までの愛媛県後期高齢者医療広域連合の財政事情を、次のとおり公表します。

平成19年7月20日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村 時広

平成 18 年度 財政事情の公表

愛媛県後期高齢者医療広域連合

1 財政の動向及び財政方針

本広域連合は、75歳以上の高齢者を対象に平成20年4月から新たな制度として開始される後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、愛媛県内の全市町で構成する特別地方公共団体として平成19年2月19日に設立されました。

設立初年度となる平成18年度は、広域連合設立に伴い必要となる条例等例規の制定や事務所設置に係る備品の購入等を行いました。

平成19年度は、前年度に引き続き後期高齢者医療制度の導入に係る事務として、広域連合議会の開催、県内20市町と広域連合とを結ぶ情報ネットワーク構築のための電算処理システムの構築、保険料の算定及び後期高齢者医療制度の広報啓発等を行うこととしています。

これらの財源は、広域連合を構成する市町からの負担金によるものであるため、各市町と連携を図りながら計画的かつ効率的な運営に努めます。

2 歳入歳出予算の執行の概況

平成18年度一般会計の歳入予算の収入状況及び歳出予算の執行状況は、次のとおりです。

(1) 歳入

(単位：千円)

款	予算額 A	決算額 B	収入比率 B/A	説明
1 分担金及び負担金	12,512	12,511	100.0%	共通経費負担金
2 諸収入	33,796	33,958	100.5%	広域連合設立準備委員会歳計剰余金他
合計	46,308	46,469	100.3%	

(2) 歳出

(単位：千円)

款	予算額 A	決算額 B	執行率 B/A	説明
1 議会費	334	0	0.0%	
2 総務費	45,974	44,818	97.5%	広域連合の運営に係る経費
3 予備費	0	0	0.0%	
合計	46,308	44,818	96.8%	

3 住民の負担の概況

平成18年度については、医療給付等の事業が開始されていないことから、住民からの直接の負担はありませんでした。

4 財産及び一時借入金の現在高

(1) 財産の現在高（平成19年3月31日現在）

区 分	現在高
公有財産	なし
物品（重要物品）	2件
債 権	なし
基 金	なし

(2) 一時借入金の現在高

平成19年3月31日現在で、一時借入金の借り入れはありません。

5 特別会計の設置状況

平成19年3月31日現在で、特別会計の設置はありません。

なお、後期高齢者医療制度の運営にあたっては、平成20年度から特別会計を設置する予定です。